

○稚内市体育施設条例

平成13年3月23日条例第6号

別表第7（第11条関係）

稚内市若葉球技場使用料

使用区分	時間区分			
	早朝	午前	午後	1日
	5時～8時	9時～12時	13時～17時	9時～17時
一般 大学生	800円	1,000円	1,200円	2,000円
幼小中高生	400円	500円	600円	1,000円

- 1 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含む。
- 2 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり使用したものとみなす。
- 3 承認された時間区分を超えて使用したときの当該超えて使用した時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該超えて使用した時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 4 時間区分を超えて、又は時間区分前から使用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間の使用料の額は、当該時間区分の使用料の額を当該時間区分の時間数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に使用する時間（1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。）数を乗じて得た額とする。
- 5 各時間区分を通して使用するときの当該各時間区分の間にある各時間区分に属さない時間の使用料の額については、当該時間の前の時間区分を超えて使用するものとして、前項の規定の適用があるものとする。
- 6 備付物件以外の電気設備を使用したときの電気使用料の額は、当該設備の使用に要した電気料の額とする。